

JUN 11 1935

5

審第四號

昭和十年六月八日

吉田内閣調査局長官



高橋内閣審議会副会長殿

通知

來ル十七日（月曜日）午前十時ヨリ内閣總理大臣官舎ニ於テ内閣審議會第二回總會相開カレ候間御參集相煩度

June 16. 老及リ事云

諮問第一號

現下ノ國情特ニ國民經濟振興ノ必要ニ鑑ミ中央地方ヲ通ズル財政改善ノ根本方策如何
說明

(內閣審議會)

現下内外ノ時局頗ル重大ナルモノアルニ當リ我國民經濟ハ綜觀シテ猶久シキニ亘ル不況ノ域ヲ脱セズ特ニ地方農山漁村ノ如キニ於テハ其ノ經濟更生ノ要緊切ナルヲ告グ。他面國家財政ハ歳出ノ急激ナル膨脹ニ對シ歳入ノ不足著シク毎年之ガ補填ノ爲巨額ノ公債發行ヲ餘儀ナクセラレ其ノ趨勢ノ赴ク所金融上經濟上將又國民生活上至大ノ影響ヲ將來スルコトナキヲ保セズ、地方財政亦歳計收支ノ均衡ヲ失スルモノ頗ル多ク地方費ノ負擔次第ニ過重ナラントシ國家財政トノ關聯ニ於テモ慎重ナル考慮ヲ要スルモノアルニ至レリ。敍上ノ國情ニ鑑ミ今ヤ中央地方ヲ通ジ租稅制度及公債政策其ノ他廣ク財政ノ調整ニ付其ノ基本ニ廻ツテ改善ヲ加フルノ要アリト認ム。仍テ之ガ方策ニ付貴會ノ意見ヲ諮フ。

問 我國現下ノ財政狀況如何

答 我國ノ財政ハ近年經濟界ノ不況ニ因リ歳入ハ減收ヲ來シタル一方ニ於テ歳出ハ緊縮ノ方針ヲ持スルモ尙非常時局ニ處スル爲陸海軍ノ兵備改善、滿洲事件、農村等ノ救濟對策等ニ要スル經費巨額ニ上リ歳出總額急激ニ膨脹シタル爲歳入ハ著シク歳出ニ不足シ毎年之カ補填ノ爲巨額ノ公債發行ヲ餘儀ナクセラレ居ル現狀ナリ最近經濟界ノ恢復ニ伴ヒ今後ニ於テモ相當歳入ノ自然增收ヲ期待シ得ベシト雖モ他方歳出ニ於テ國債費、恩給費等最小限度ノ避クベカラザル經費ノ増加アリ茲ニ於テ

答てりい

問 國家財政改善ノ觀點如何

答一先ツ歳入ノ増加ヲ圖ル問題トシテハ増稅ヲ爲シ又ハ新稅ヲ起

スベキヤ又之ニ關聯シ國民負擔ノ均衡ヲ圖ル爲稅制整理ヲ爲
スノ必要アリヤ又租稅收入以外ニ於テモ收入ノ増加ヲ圖ル途
アリヤ更ニ又斯ル方途アリトシテ之ガ實行ノ時期ハ何時ヲ以
テ適當トスベキヤニ付テハ慎重ナル調査考究ノ要アリト認ム
(二) 次ニ普通歳入ヲ以テ國務ノ運行上眞ニ必要已ムヲ得ザル歳出
ヲ賄ヒ得ザルトキハ公債發行ニ依リ之ガ財源ヲ調達スルノ外
ナキ所其ノ發行ニシテ其ノ程度ヲ超ユルトキハ金融上、經濟

政府ノ財政政策ヲセテ一國ノ財政政策ヲ指シテ其ノ中ニ於テハ
 世ヲハ一國ノ財政政策ノ中ニ於テハ其ノ中ニ於テハ其ノ中ニ於テハ
 其ノ中ニ於テハ其ノ中ニ於テハ其ノ中ニ於テハ其ノ中ニ於テハ
 其ノ中ニ於テハ其ノ中ニ於テハ其ノ中ニ於テハ其ノ中ニ於テハ
 其ノ中ニ於テハ其ノ中ニ於テハ其ノ中ニ於テハ其ノ中ニ於テハ

(三)

其ノ中ニ於テハ其ノ中ニ於テハ其ノ中ニ於テハ其ノ中ニ於テハ
 其ノ中ニ於テハ其ノ中ニ於テハ其ノ中ニ於テハ其ノ中ニ於テハ
 其ノ中ニ於テハ其ノ中ニ於テハ其ノ中ニ於テハ其ノ中ニ於テハ
 其ノ中ニ於テハ其ノ中ニ於テハ其ノ中ニ於テハ其ノ中ニ於テハ
 其ノ中ニ於テハ其ノ中ニ於テハ其ノ中ニ於テハ其ノ中ニ於テハ

ヲ失セントスルモノアルヲ以テ國家財政全般ノ觀點ヨリ之ガ
 調整ノ方策ヲ講ズルノ要アルベシ

(四)

尙將來我が財政ハ之ヲ常道ニ復セシムルヲ要スルコト謂フヲ
 俟タザルヲ以テ今日ヨリ之ガ爲如何ナル方策ヲ講ズベキヤヲ
 豫メ研究決定シ置クノ要アリト認ム

（四）
（五）
（六）
（七）
（八）
（九）
（十）
（十一）
（十二）
（十三）
（十四）
（十五）
（十六）
（十七）
（十八）
（十九）
（二十）
（二十一）
（二十二）
（二十三）
（二十四）
（二十五）
（二十六）
（二十七）
（二十八）
（二十九）
（三十）
（三十一）
（三十二）
（三十三）
（三十四）
（三十五）
（三十六）
（三十七）
（三十八）
（三十九）
（四十）
（四十一）
（四十二）
（四十三）
（四十四）
（四十五）
（四十六）
（四十七）
（四十八）
（四十九）
（五十）
（五十一）
（五十二）
（五十三）
（五十四）
（五十五）
（五十六）
（五十七）
（五十八）
（五十九）
（六十）
（六十一）
（六十二）
（六十三）
（六十四）
（六十五）
（六十六）
（六十七）
（六十八）
（六十九）
（七十）
（七十一）
（七十二）
（七十三）
（七十四）
（七十五）
（七十六）
（七十七）
（七十八）
（七十九）
（八十）
（八十一）
（八十二）
（八十三）
（八十四）
（八十五）
（八十六）
（八十七）
（八十八）
（八十九）
（九十）
（九十一）
（九十二）
（九十三）
（九十四）
（九十五）
（九十六）
（九十七）
（九十八）
（九十九）
（一百）

（四）

（五）
（六）
（七）
（八）
（九）
（十）
（十一）
（十二）
（十三）
（十四）
（十五）
（十六）
（十七）
（十八）
（十九）
（二十）
（二十一）
（二十二）
（二十三）
（二十四）
（二十五）
（二十六）
（二十七）
（二十八）
（二十九）
（三十）
（三十一）
（三十二）
（三十三）
（三十四）
（三十五）
（三十六）
（三十七）
（三十八）
（三十九）
（四十）
（四十一）
（四十二）
（四十三）
（四十四）
（四十五）
（四十六）
（四十七）
（四十八）
（四十九）
（五十）
（五十一）
（五十二）
（五十三）
（五十四）
（五十五）
（五十六）
（五十七）
（五十八）
（五十九）
（六十）
（六十一）
（六十二）
（六十三）
（六十四）
（六十五）
（六十六）
（六十七）
（六十八）
（六十九）
（七十）
（七十一）
（七十二）
（七十三）
（七十四）
（七十五）
（七十六）
（七十七）
（七十八）
（七十九）
（八十）
（八十一）
（八十二）
（八十三）
（八十四）
（八十五）
（八十六）
（八十七）
（八十八）
（八十九）
（九十）
（九十一）
（九十二）
（九十三）
（九十四）
（九十五）
（九十六）
（九十七）
（九十八）
（九十九）
（一百）

問 地方財政改善ノ觀點如何

答 先ヅ各地方自治体ニ付其ノ財政ノ窮迫ハ如何ナル原因ニ由來

スルヤヲ明ニシ尙其ノ歳出ハ節約ノ餘地ナキヤ將來歳計膨脹

ハ如何ニシテ之ヲ抑止スルコトヲ得ルヤ更ニ地方自治体ノ歳

入ハ之ヲ増加セシムルコトヲ得ルヤ若シ之ヲ増加セシムルコ

トヲ得ルモノトセバ其ノ程度及方法如何ヲ究メタル上地方自

治体相互ノ間ニ負擔ノ均衡ヲ得シムル爲地方税制ニ如何ナル

改正ヲ加フベキヤ並ニ從來國庫ヨリ地方自治体ニ交付シ來レ

ル多額ノ交付金、補助金等ハ將來如何ニ之ヲ改廢整理シ又其

小の部、交付金、補助金等ハ其來財源ニシテ、
 第五ノ項ニシテ、並ニ其來財源ニシテ、
 前項ノ部、其ノ間ニ其來財源ノ部、
 イモ、其ノ部、其ノ部、其ノ部、
 入ハシ、其ノ部、其ノ部、其ノ部、
 ハ、其ノ部、其ノ部、其ノ部、
 ス、其ノ部、其ノ部、其ノ部、
 答、其ノ部、其ノ部、其ノ部、
 問、其ノ部、其ノ部、其ノ部、

ノ配分方法ヲ如何ニ合理的ニ是正スベキヤヲ
 方農村等ノ一部地方自治体ニ對シ國庫ヨリ新ニ
 ヲ與フルコトノ要否並ニ其ノ必要アル場合ニ於
 及方法ハ如何ニ爲スベキヤニ付攻究スルヲ適
 テ之ガ方策ヲ攻究スルニ當リテハ同時ニ國家ノ
 異常ナル状態ニ在ルコトヲ考慮シ以テ中央財政
 互ニ調和セル方策ヲ得ルコトニ留意スルノ要アリト認ム

控室

宮係關及事幹

大西總督大臣

小原司法大臣
公 陸軍大臣
幾田外務大臣

下野總督大臣

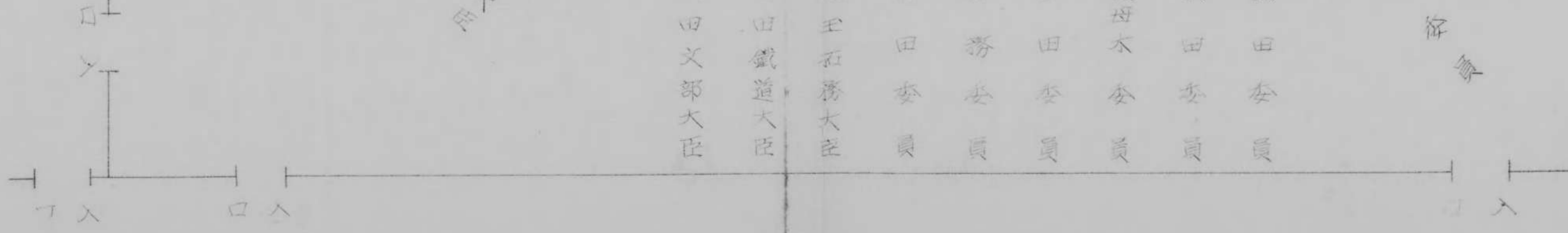
後藤 陸軍大臣
明 田 陸軍大臣
床 次 陸軍大臣
高 橋 副 會 長
岡 田 會 長
齋 藤 參 員
山 本 參 員
水 野 參 員
伊 澤 參 員

松田文部大臣
内田鐵道大臣
兒玉石務大臣
池田委員
各務委員
富田委員
賴母木委員
秋田委員
黒田委員

海軍總督

三崎委員
安達委員
尾月委員

青木 海軍



0000 0568

JUN 19 1935

審第七號

昭和十年六月十八日

吉田内閣調査局長官



高橋内閣審議会副会長殿

諮問第一號ノ審議順序方法範圍等調査ノ爲本日會長ヨリ左記五
名ヲ特別委員ニ指名相成候間御通知申上候

追テ來ル二十日(木曜日)午後一時三十分ヨリ首相官邸ニ於
テ第一回特別委員會相開カレ候

記

水野委員
馬場委員
安達委員
川崎委員
秋田委員

JUN 22 1945

Handwritten signature

審第九號

昭和十年六月二十一日

吉田内閣調査局長官



高橋副會長殿

通知

來ル二十八日（金曜日）午後一時三十分ヨリ内閣總理大臣官舎
 ニ於テ内閣審議會第三回總會相開カレ候間御參集相煩度
 追テ當日ハ諮問第一號審議ノ順序、方法、範圍等ノ審査ニ關
 スル特別委員長報告及林陸軍大臣ノ滿洲國視察談有之候

水 瀧 定 田 森
 視 視 審 審 審
 察 察 査 査 査
 員 員 員 員 員

午後一時三十分ヨリ内閣總理大臣官舎

ニ於テ内閣審議會第三回總會相開カレ候間御參集相煩度

追テ當日ハ諮問第一號審議ノ順序、方法、範圍等ノ審査ニ關

スル特別委員長報告及林陸軍大臣ノ滿洲國視察談有之候

Vertical handwritten text

吉田内閣調査局長官



昭和十年六月十八日

審第九號